


監査報告書

平成26年5月21日

学校法人 千葉敬愛学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 千葉敬愛学園

監事 稲垣悦朗 

監事 黒須健治 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人千葉敬愛学園寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人千葉敬愛学園の平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

学校法人千葉敬愛学園監事監査規程に基づき作成した平成25年度監事による監査計画書に従い、理事会、評議員会その他重要な会議に出席したほか、随時、理事等から業務執行の状況を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校における業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人（公認会計士小林修一氏及び公認会計士村田裕之氏）が定期的に行なう期中監査に立ち会い、会計監査についての報告及び説明を受け、さらに、内部監査人による監査結果の報告を参考に計算書類について検討を加え、学校法人の業務及び財産の状況について、意見を述べるために必要と認められる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人千葉敬愛学園の業務に関する執行は適正に行われており、計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人の収支状況及び財産状況を示しているものと認めます。
- (2) 学校法人千葉敬愛学園の業務若しくは財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上